

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和46年12月16日、同資格の喪失日は48年3月19日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年12月から47年7月までは3万9,000円、同年8月から48年2月までは6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月16日から48年3月19日まで

私は、A社C事業所に設置されていたD部門に、昭和46年12月16日から48年3月18日まで勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の関連会社であり、A社C事業所の資料を保管しているE社が提出した申立人に係る「雇傭契約書」の写し等によると、申立人は、昭和46年12月16日から48年3月18日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、E社が提出した「厚生年金加入台帳（写）」によると、申立人は、昭和46年12月16日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年3月18日に同社を退職した旨の記載が確認できる。

さらに、企業年金連合会が提出した申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の写しによると、申立人の厚生年金基金加入員資格の取得日は昭和46年12月16日、同資格の喪失日は48年3月19日と記録されており、当該記録は、前述の「雇傭契約書」の写し等の記録と符合している上、E社の現在の総務人事担当者は、申立期間当時、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の届出を社会保険事務所（当時）に行わず、厚生年金基金加入員資格の届出のみを、

厚生年金基金に行くことは考え難い旨供述している。

加えて、申立人が提出した年金手帳の写し及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和46年12月16日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の記載が確認できるところ、申立期間の同社に係る厚生年金保険被保険者原票には、整理番号に欠番が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年12月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48年3月19日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が提出した申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から、昭和46年12月から47年7月までは3万9,000円、同年8月から48年2月までは6万円とすることが妥当である。

## 九州（大分）厚生年金 事案 5046

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 31 日

私は、A社に勤務し、平成 17 年 3 月に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B市が提出した申立人の「平成 18 年度（平成 17 年分）市民税・県民税所得・税額証明書」及び金融機関が提出した申立人の金融機関口座に係る流動性預金元帳により、申立人は、申立期間において、A社から賞与の支給を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の市民税・県民税所得・税額証明書等により算出した賞与額及び保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は不明であると供述しているが、A社が加入していた健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録にも申立人の申立期間における賞与支給の記録が無く、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は、申立期間に係る賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 5047

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B県）における資格取得日に係る記録を平成6年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月15日から同年8月5日まで

私は、平成3年1月から7年5月までの期間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の元役員の供述及び申立人と同様に同社（C県）に係る厚生年金保険被保険者資格を平成6年7月15日に喪失し、同社（B県）に係る同資格を同年8月5日に取得している同僚のうちの一人が所持している申立期間に係る給与支給明細書から、申立人がA社に継続して勤務し（A社（C県）から同社（B県）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の同僚を含む複数の同僚が、C県所在の事業場が閉鎖になったため、B県所在の所属事業場に転勤になったと供述していることから、A社（C県）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同日の平成6年7月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B県）における平成6年8月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、当時の関係書類を保管しておらず、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除等は不明と供述しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 1 日から 51 年 10 月頃まで

私は、申立期間において、A市にあったB社にC職として勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のB社における事業所長の姓名及び同僚の姓を記憶しているところ、i) 事業所長については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、ii) 姓を挙げた同僚については、同被保険者名簿により当該期間の一部期間に同被保険者記録が確認できること、iii) 当該同僚は、申立人の勤務期間については不明であるが、申立人が同事業所に勤務していたと供述していることから判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の事業所長は既に死亡しているため、申立人の勤務期間に関する供述を得られないこと、前述の被保険者名簿において、申立期間内に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、10人についてB社に係る雇用保険被保険者記録を調査したところ、10人全員に同被保険者記録が確認できるが、申立人の同被保険者記録は確認できないことなどから、申立人の同事業所における勤務期間を特定することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、B社は、既に厚生年金保険の適用事業

所ではなくなっており、当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況、給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 5049

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月頃  
② 平成 16 年 4 月 30 日

私は、A社に勤務し、平成 15 年 12 月頃及び 16 年 4 月 30 日に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が提出した申立人に係る平成 15 年の賃金台帳においては、賞与欄は空欄とされていることが確認できる上、申立人が提出した預金通帳の写しにより、同年 12 月においては、同社から 19 日に 40 万 2,231 円が振り込まれていることが確認でき、当該振込金額は、前述の賃金台帳における同年 12 月の給与振込額と一致しており、同月において、19 日以外に同社からの振込記録は確認できない。

また、A社は、申立人の給与について、定められた年間支給額を月数の 12 で除した額を毎月支給しており、賞与は支給していなかった旨回答している。

さらに、B 税務署が提出した A 社に係る申立人の平成 15 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、前述の賃金台帳に記載されている給与からの健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額の合計額と一致していることから、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

2 申立期間②については、前述の預金通帳の写しから、平成 16 年 4 月 30

日にA社から申立人に対し、90万円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A社は、申立人に対し平成16年に支給した給与等に関する資料は保管していないため、前述の90万円の振込みについては不明であるものの、当該振込額に端数が無いことから厚生年金保険料を含め控除は一切行っていないと考えられる旨回答している。

また、B税務署が提出した申立人の平成16年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、前述の賃金台帳及び預金通帳の写しから推認される同年1月から同年4月までの期間に係る給与からの健康保険料控除額及び厚生年金保険料控除額の合計額と一致していることから、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 5050

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで  
申立期間について、A市B町に在ったC社に勤務し、D業務をしていた。勤務当初に健康保険証をもらい、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のC社の職場内部の状況について詳しく供述しているところ、申立事業所の元事業主が申立人と同様の供述をしていることから、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、C社においてD業務を担当していたと供述しているところ、前述の元事業主は、「創業以来、E業務とF業務を担当する者は正社員であり、社会保険に加入させていたが、D業務を担当する者は正社員ではなく請負社員であり、社会保険には加入させていなかった。請負社員の給与は歩合制で、社会保険料の控除や税の源泉徴収は行っていなかった。」と供述している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、回答を得た複数の者全員が、担当はF業務であったとしている上、そのうちの二人が、D業務を担当していた者は、給与は歩合制で、厚生年金保険などに加入していなかったと思う旨供述していること、及び申立人が、自身と同様にD業務を行っていたとして挙げた二人の同僚の姓は、前述の被保険者原票において確認できないことを踏まえると、申立期間当時、申立事業所では、勤務

する者について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立期間における前述の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。